（自家用車を利用した場合の旅費等の計算）の手引き

第４条

６　開催時間および開催場所、荷物運搬等の合理的理由があると主催者が判断した場

合は、タクシー及び自家用車の使用を認め実費を支給する。ただし、タクシー利用の場合は領収書の添付を必要とする。

 ＜業務目的地へ車で移動することを認める場合＞

1. 原則として片道８０km以上ある場合
2. 集合時間に間に合うため自宅出発が午前７時以前の場合
3. 業務終了から自宅へ帰る場合、帰宅時間が２３時を超える場合
4. 業務目的を果たすため、荷物の運搬がある場合
5. 公共交通機関を利用するときに、時間的制約（本数・始発・終発）がある場合
6. その他主催者が合理的理由と判断した場合
* 主催者が認めなかった場合、また、申請がなかった場合には、車を利用して移動しても、鉄道を利用した場合と同額を支給する。

２　自家用車を利用した場合の旅費は、1kmあたり37円を距離数に乗じた金額を支給することができる。（１００円未満切り上げ）距離数とは、自宅から目的地までの距離とする。（マップアプリにより合理的な道筋における距離）同乗者については、支給しない。